

障害児通所支援において定員を超過して 児童を受け入れる際の留意事項

仙台市障害者支援課 施設支援係

目次

1.定員超過利用減算について

- ①定員超過利用減算とは
- ②③減算の要件
- ④定員を超えて利用者を受け入れる場合

2.定員超過時の基準人員について

- ①基準人員（※児童指導員または保育士）
- ②定員を超えて利用者を受け入れる場合

1. 定員超過利用減算について①

【定員超過利用減算とは】

- ・ 指定障害児通所支援事業所において、一定の範囲を超えて、利用定員を上回る障害児を利用させている場合、障害児通所給付費等の減額を行うもの。

1. 定員超過利用減算について②

【減算の要件①】

- ・ 1日の利用者数が定員の150%を超える場合



当日の利用者全員 30%の減算

1. 定員超過利用減算について③

【減算の要件②】

- ・ 過去3か月の利用者数の平均が定員の125%を超える場合
※定員が11人以下の場合は、定員+3人を超える場合



当月の利用者の全員、全日30%の減算

1. 定員超過利用減算について④

【定員を超えて利用者を受け入れる場合】

- ①日ごとに定員超過利用減算の要否を確認する
- ②過去3か月の利用状況を考慮し、定員超過利用減算の要否を確認する

**【別紙1】 障害児通所支援事業所における定員超過
利用減算対象確認シート を活用**

2. 定員超過時の基準人員について①

【基準人員（※児童指導員または保育士）】

- 1人以上は常勤
- 合計数が以下の区分に応じて定める以上
 - ・ 障害児の数が10人まで : 営業時間を通して常勤換算で2人以上
 - ・ 10人を超えるもの : 上記に加えて、児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに常勤換算で1人以上

2. 定員超過時の基準人員について②

【定員を超えて利用者を受け入れる場合】

- ・ 定員超過利用減算の有無に関わらず、
実際の利用人数に応じた基準人員の配置が必要

(例)10名定員の事業所の場合

10人利用の日：基準人員は営業時間を通じて2人

11人利用の日：基準人員は営業時間を通じて3人